

いわし・いかなご船びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和2年規則第71号）第4条第1項第2号に規定する機船船びき網漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置
 - (1) 漁業種類
いわし・いかなご船びき網漁業
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
54隻
 - (3) 船舶総トン数
20トン未満であって許可証に記載された総トン数
 - (4) 推進機関の馬力数
制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数
 - (5) 操業区域
伊勢湾、三河湾及び渥美外海であって許可証に記載された操業区域
 - (6) 漁業時期
1月1日から12月31日まで
 - (7) 漁業を営む者の資格
県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年12月24日（火）午前8時45分から令和7年1月24日（金）午後5時30分まで
- 3 備考
 - (1) この許可の有効期間は、令和7年3月1日（土）から令和10年2月29日（火）までとする。
 - (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 次の区域で操業してはならない。
 - (ア) 伊勢湾のうち知多郡美浜町野間埼灯台から三重県津市贅崎灯台を見通す直線以北の愛知県の最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から1,500メートル以内の海域、同線以南の愛知県の最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から500メートル以内の海域。
 - (イ) 三河湾のうち最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から500メートル以内の海域。
 - (ウ) 渥美外海のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域。

- (エ) 篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。
 - イ 使用する漁具の網目はいわしを採捕する場合にあつては50センチメートルにつき80経以上105経以下、いかなごを採捕する場合にあつては50センチメートルにつき140経以上240経以下でなければならない。
 - ウ 6月21日から10月31日まではいかなごを採捕してはならない。
 - エ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- (3) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和6年12月23日

愛知県知事 大村秀章